第二十九条の二　資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

一　その営む資金移動業の種別

二　履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別及び履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している場合にあっては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称

三　その営む資金移動業の種別ごとの算定期間及び供託期限

四　法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている場合にあっては、預貯金等管理割合及び法第五十九条第一項ただし書に規定する権利の内容

五　為替取引に係る業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

六　その他前各号に掲げる事項に関し参考となると認められる事項

（為替取引に用いられることがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置）

第三十条の二　資金移動業者（第二種資金移動業を営む者に限る。）は、各利用者に対して負担している為替取引（第二種資金移動業に係るものに限る。以下この項において同じ。）に関する債務の額が、令第十二条の二第一項に規定する額を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない。

2　資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない。

（利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置）

第三十条の三　履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

（二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置）

第三十条の四　二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業の種別ごとの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。

2　資金移動業者（第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む者に限る。）は、利用者から資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）を受け入れ、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担している場合にあっては、当該債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防止するための措置を講じなければならない。

（その他利用者保護を図るための措置等）

第三十一条　資金移動業者は、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　その行う為替取引について、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認める場合には、当該為替取引の停止等を行う措置

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（その他利用者保護を図るための措置）

第三十一条　資金移動業者は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者の保護を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　資金移動業者が、その行う為替取引について、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該為替取引の停止等を行う措置